

# 都市建設委員会委員長報告書

令和2年10月6日

都市建設委員会に付託されました案件は、議案6件であります。そのうち、発議第16号「流山市歩きスマホ禁止条例の制定について」は、継続審査の申し出をしておりますので、それ以外の議案5件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第88号令和元年度流山市水道事業会計決算認定について申し上げます。

本案は、収益的収支では営業収支で1億3,689万1千円、営業外収支で2億6,104万2千円の利益が生じたことから、3億9,724万5千円の利益を計上し、資本的収支では、資本的収入額が資本的支出額に不足する額19億9,039万4千円が生じたが、この不足額を補填した令和元年度水道事業会計の決算について議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

## 1 賛成の立場で討論する。

台風被害による災害対策が重要課題となる中、おおたかの森浄水場及び市内の小学校に応急給水栓の設置や、機材、備品の確保及び応急給水訓練の実施など災害対策に注力している点や、配水管の改良、拡張工事の実施により、安心安全な水の安定供給を図っていることを評価する。

## 2 賛成の立場で討論する。

給水申込納付金の減収、一般会計へ納付金5億円を支出することにより、純利益は減少したものの、給水区域内人口の増加に伴う給水収益の増収により、経営は安定しているものと考えます。

また、応急給水栓の設置、地震に強い配水管への改良工事を計画的に行うなど、地震等自然災害対策にも努めている点

を評価する。

### 3 賛成の立場で討論する。

不納欠損の処理、有収率の減少、企業債の傾向などを確認することができた。また、明確な答弁から、職員が大いに信頼されるものと理解することができる。

これからに期待する。

がありました。採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第89号令和元年度流山市下水道事業会計決算認定について申し上げます。

本案は、収益的収支では営業収支で3億8,768万6千円のマイナスとなり、営業外収支で6億7,223万1千円の利益が生じたことから、2億8,450万4千円の利益を計上し、資本的収支では、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6億2,376万3千円が生じたが、この不足額を補填した令和元年度下水道事業会計の決算について議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

#### 1 賛成の立場で討論する。

課題も沢山あるが、鋭意改善を進められていることもよくわかった。事業費の縮減、改築更新投資の平準化による、経営の安定化に期待する。

#### 2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

令和6年度の概成に向けて順調に工事を進めていること、普及率についても目標を達成していることなどを評価する。

ただし、多額な企業債利息のため、営業収益が営業費用を下回っているなど独立採算までは難しい状況であるので、更なる経営努力を要望する。

#### 3 1点要望し、賛成の立場で討論する。

流山市汚水適正処理構想、経営戦略等の計画に基づき、前ヶ崎地区や向小金地区等の整備を積極的に進め、また、雨水整備事業では、東初石・美田地区の浸水対策としての大堀川1号雨水幹線工事を完成させるなど、市民の住環境の向上に

努めていることは評価する。

下水道使用料収入は増加しているが、下水道事業の経営については、依然として厳しい状況にあることから、業務の改善、合理化等の経費の削減に努めるなど、経営努力に取り組むよう要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第90号流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水道事業の変更に伴い、給水人口を改めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号令和元年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本案は、西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区において、盛土造成工事、道路築造工事等を実施し、事業の推進を図った結果、歳入総額は8億2,274万4千円に対し、歳出総額は7億2,788万4千円となり、さらに繰越明許費等における翌年度の繰り越し財源として7,576万2千円を差し引いた1,909万8千円の実質収支を令和2年度へ繰り越した令和元年度土地区画整理事業特別会計の決算について議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

西平井・鱒ヶ崎地区、並びに鱒ヶ崎・思井地区の両地区に関しては、新しいまちづくりが進んでいる。発展著しい本市にあって、新たに県外、市外より転居された方々を中心に新たなまちが形成されることになる。

今後、他部署と連携しながら、6つの基本政策の実現に向けて、地域住民に寄り添ったサポートを要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

最後に、議案第86号令和2年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算 第1号について申し上げます。

本案は、令和元年度決算の確定に伴い、歳入予算を補正するもので、前年度繰越金の増額分を一般会計繰入金の減額により調整するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、都市建設委員会の委員長報告を終わります。